

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人愛徳福祉会

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人愛徳福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び退職慰労金並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、法人の施設職員を兼務する者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬及び退職慰労金とは、役員等が職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等に職務執行の対価として、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等で施設職員を兼務する者に対しては、職員給与を支給するものとし、本規程に基づく報酬等の支給は行わないものとする。
- (2)非常勤役員等に対しては、業務に応じ報酬等の支給及び費用弁償を行うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬等総額は、年間 1,000,000 円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬等総額は、年間 500,000 円以内とする。

3 当法人の非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償額 別表 1 に定める額
- (2) 退職慰労金 別表 2 に定める金額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、一般職員に適用される給与規程に定める出張旅費の基準に基づいて旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 報酬等の支給は、理事会または評議員会開催日、監査等の業務実施日の当日に行う。ただし、退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。
- 2 出張旅費は、請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給することができるものとする。
 - 3 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

- 第 6 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

本規程は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬日額及び費用弁償額

(報酬日額は源泉所得税額控除後)

(1) 評議員

	報酬日額	費用弁償額
評議員会への出席	10,000 円	3,000 円
上記の他法人業務のための出勤	10,000 円	3,000 円

(2) 理事

	報酬日額	費用弁償額
理事会等会議への出席	10,000 円	3,000 円
上記の他法人業務のための出勤	10,000 円	3,000 円

(3) 監事

	報酬日額	費用弁償額
理事会等会議への出席	10,000 円	3,000 円
監事監査等への出席 (4時間超)	30,000 円	3,000 円
監事監査等への出席 (4時間以内)	20,000 円	3,000 円
上記の他法人業務のための出勤	10,000 円	3,000 円

別表2 非常勤役員等の退職慰労金支給基準

(支給額は源泉所得税額控除後)

役員等の期間	支給額
5年未満	10,000 円
5年以上10年未満	30,000 円
10年以上15年未満	50,000 円
15年以上20年未満	80,000 円
20年以上	100,000 円